

近世後期における清水河岸の一考察

——清水町・古口町居前銭一件を中心に——

大 友 義 助

一

清水河岸は最上川の中流部に位置し、同川流域の河岸の中でも、最も古く開かれた河岸の一つである。⁽¹⁾ 清水河岸については、とくに大石田河岸との関連で、長井政太郎先生『大石田町史』をはじめ、近くは横山昭男氏等の一連の研究がある。⁽²⁾ 筆者も数年来、同地域の村史編集事業にかかわり、清水町旧庄屋小屋家および合海町旧庄屋兼大石田川舟役所清水河岸出張所詰皆川家の所蔵史料を披見し得た。⁽³⁾

小稿は右の史料を中心に、文化一三年以降幕末まで、清水町と古口町との間に争われた「居前銭一件」について考察を試みたものである。この紛争は寛政四年以後の大石田川舟役所の最上川水運直差配の制度とかわり、また新庄藩の領内商品流通統制政策とも関連し、まことに複雑な様相を呈している。加えて、史料的な制約も著しいので、その全貌を明らかにすることはとうてい不可能であるが、史料紹介の意味を兼ね、右「居前銭一件」の意味を考えてみたい。

注

- (1) 『大石田町史』一二〇頁以下。清水河岸の開創は、当時の政治情勢からみて、やはり清水氏の入部（文明八年）以後であろう。明暦四年、清水町が幕府役人に書上げた「乍恐御訴訟申上候事」によれば、清水河岸は古来最上川船の舟継権を有していたが、慶長一九年清水氏滅亡後大石田に移され、その代償として上下船運賃の内から一〇分一の役銀を徴収することになったという。なお、清水氏は、河岸の拡充をはかり、本合海村の百姓を合海町に移し、保護統制を行なっている。拙稿「清水河岸について」『大蔵村郷土研究資料』第四集所収。
- (2) 横山昭男「元禄・正徳期の水運の発展と商品流通」『日本歴史』二二五・六号、同氏「宝暦・天明期の最上川船差配制の展開」『東北水運史の研究』、同氏「近世中期における最上川水運の一考察」『歴史の研究』一〇号、同氏「近世中期における最上川水運の発展と統制」『山形県の考古と歴史』等。
- (3) これらを整理し「最上郡大蔵村小屋家文書」―清水河岸史料上―および「最上郡大蔵村史編集資料」第二集として発行した。

二

「清水町古口町居前銭一件」は、文化年間から安政年間にかけて両河岸の間に争われた「宿論」であるが、その前提として、最上川水運に対する新庄藩の統制策をみておきたい。最上川は新庄領の南西部を縦断して庄内に至る。その藩境にあたる堀内・古口河岸には、それぞれ口留番所・川舟改所を置いて川船の統制を行なった。また、清水河岸は、両河岸のほぼ中間に位置するが、古来のいわれによって、統制策の上でも中心的な地位を占めていた。⁽¹⁾

享保八年、新庄藩は藩境の番所および清水・堀内・古口等の河岸に一連の統制令を布達した。清水町宛の主な条目をみると、

- 一 往来之百姓町人等男女とも宿継之手形を取、庄屋出判可出事、
- 一 留物之儀、領内々他領江出候分、別紙書付之通印形たるへし、但從他領舟積いたし積荷状持通候分は相改間敷事、

一 他領を陸付にて其町江至來之荷物者留物之外ともに其町庄屋出判にて、堀内古口共に相通すへし、他領を積荷状なしに至來之品者堀内古口共に庄屋共入判認、其町迄送候間、右之入判に引合出判可出之事、⁽²⁾

この他に、武家およびその荷物は出判を出すに及ばざること等の規定がある。

安政五年にも右の趣旨をくりかえし、他領より陸送の荷物は清水町庄屋の出判をもって堀内・古口を通すべきこと、また積荷状なしに清水に到來の荷物は、堀内・古口町庄屋がその都度入判を認めて送るので、清水町庄屋はこの入判に出判を相添えて出すべきことを令している。

他領を陸付ニ而至來之荷物者留物之外共に清水町庄屋出判を以可相通、尤莊内筋を積荷状なしに登候品ハ其町庄屋入判認め、清水迄相送、同町庄屋出判を以堀内改所可相通事、⁽³⁾

と命じ、堀内村に対しても、他領より陸送の荷物は清水町庄屋の出判で通すべきこと、「上郷を至來之品ハ其村ニ而入判認、清水迄相送、同町庄屋共出判ニ而古口改所可相通事」⁽⁴⁾と達している。

古口における舟改めの實際は、

侍番所あり、鑓三ツ道具飾る、惣て通船出判なくして不被罷通、尤向番所夜中には番人参りて両番所より大綱にて最上川張留む、御代官引越、近年御番所兼帯相勤、⁽⁵⁾

という。堀内村の場合は、

此所者最上川上郷より積下す諸荷物等ならひに川上江登る舟共を改所なり、当村庄屋三人扶持被成下帯刀御免也、舟改共に兼て勤るなり、⁽⁶⁾

近世後期における清水河岸の一考察——大友

とあるが、ともに幕末の状況と思われる。また、享保八年の清水町あて条目には、

- 一 御料御城米之外下り舟之分ハ積荷状江引合相違無之候ハハ可相通、但シ登舟者改なしに可相通事、
- 一 船中改之儀、前々之通笥を撞上ケ、はいを以手間取不申様相改可申事、
- 一 積荷状之外紛荷物有之候ハハ其品斗留置、早速可相通事、⁽⁷⁾

とあって、領内最上川水運統制の様子がうかがわれる。これに関連して注目されるのは、享保八年、最上川舟の上郷差配役制成立によって、従来新庄領古口・堀内・清水と幕領名木沢村の四ヶ所で上下船通船を改めていたのを廃し、下り船は古口で、上り船は堀内でのみ改めることと決定したということである。⁽⁸⁾この年の清水町の差出した答書にも、清水河岸の由来をのべ、寛永一三年に船継権を永久に大石田に与えた代償として、船壹艘より二百文ずつの役錢を徴収していること、「領内留物之品者城下役人手形、其外御私領荷物留物之外者清水村役人手形差出し、積荷物吟味之上、下り舟ハ古口留メ、登り舟者堀之内口留ニ而右手形引合通船仕候故、領分殺止メメリ能」と記してあり、前掲の新庄藩条目と矛盾する点があるように思われる。

寛政四年、最上川船の幕府直差配制成立とともに、清水には大石田川舟役所の出張所が設けられた。出張所詰役人には、始め古口の舟持西田与次兵衛が任せられたが、翌五年からは合海町舟持皆川東左衛門が命ぜられた。東左衛門は、また新庄藩の清水河岸における出荷物改役をも仰付かっている（享和二年以後）。⁽⁹⁾前者の職掌としては、往來の舟の積荷を改め、往來切手を發行することであり、後者の役柄としては、清水河岸（堀内から古口までの最上川筋一帯）から積出される舟荷を、藩の出判と照合して改めることであつた。⁽¹⁰⁾

文政七年、東左衛門が藩庁に指出した願書に、「御領内出荷物改松沢庄藏退役後、享和二年ハ拙者儀後役被仰付（申

略)、其節は両度川筋通村々江御触達被仰付、舟積之節、御領内産物並通荷物青物足共、荷宿は案内有之、私立合御出判拜見之上、若紛敷品有之候節者、荷宿江相戻シ吟味之上、荷主は書付取上追而御判頂戴差下候義ニ御座候」と、領内出荷物改めの仕法を述べている。

註 (1) 新庄領に属する最上川筋一帯が清水河岸の名でよばれているが、狭義には、清水町・合海町の河岸のみを清水河岸(本河

岸)ととなえ、他の古口・本合海などを枝河岸という。

(2) 小屋家文書「覚」

(3)・(4) 小屋家文書「古口江御達書之写」・「堀内へ御達書写」

(5)・(6) 「新庄領村鑑」

(7) 大蔵村清水斎藤徳三郎家文書「御番御定規書留帳」

(8) 「最上川船差配転姿の姿」『大石田町史』所収文書。

(9) 小屋家文書「乍恐以上書清水村船岸古来謂所奉指上候事」

(10)・(12) 皆川家文書「当領御上江窺書」

(11) 『増訂最上郡史』四七八頁以下。なお、出判については複雑な問題があるように思われる。嘉永二年には、大石田川舟役所の達しによって、清水町役人が出判を出すことを禁止され、以後は川舟方が出すことに定められた。小屋家文書「覚」

三

新庄領内における近世後期の最上川水運は、右にみる如く、大石田川舟役所の仕法に従い、また新庄領内流通統制策に規制され、さらには各河岸の伝統的慣習に影響され、それがまた各河岸の利害と関連し、まことに複雑である。清水町・古口町間の「宿論」も、このような複雑性に一因があるように思われる。

右「宿論」に関する史料の初見は、文化一三年、古口町役人が藩役人に指出した訴状である。これによれば、

古口町が継船居前銭を徴収していることについて、清水町ではいわれなく取立てていると訴えているが、これは誤りである。古口は駅所でもあり、殊には舟改所でもある。駅所は駅所の例をもって、往来諸荷物の継送りを行なっている。相對勝手をもって、「清水河岸へ仕出舟仕、清川駅迄返シ舟候節、其訳を御両所江相断、居前銭差出罷通候通例ニ御座候。」

この居前銭については、すでに大石田舟方惣代戸田安太郎の申分によって解決をはかってきたが、文化八年には清水町役人が当町に参り、熟談の上、荷物一駄につき六五文、旅人一人につき四五文とりたてることに定めたのである。清水町は、当町は河岸にあらざとして居前銭徴収を拒んでいるが、駅場はまた格別ではないか。また、川舟方御改正御直差配の制になってからは、川舟役所から御焼印を渡され、艀船の大小を問わず冥加金として金三分永銭百文ずつ指上げて荷物を積受け、その上通船毎に川舟役所の切手を貰いうけて通船する定めであるが、駅宿仕来りの継舟は格別ではないか。

むしろ、清水駅こそ近年新法をたて、最上に登る古口船から一艘につき四五文ずつ徴収していることは、違法この上もない。⁽¹⁾

というのである。これに対して清水町は、

当町が新法を企て、古口舟より荷役銭をとりたてているというが、これは庄内加茂から送出した宿継の商人荷物であつて、清川荷宿にて、最上船相對勝手をもって、空船に積登るもので、古口にも相應の居前銭を指出している。清水は古来の通り継舟をし、大石田に登るべきところ、最上舟の都合により居前銭を置いて罷り登りたいとの旨により、居前銭を取立てているのである。

以前は一〇駄以下の陸付け下り商人荷物は、清水から酒田湊まで積下していたのであるが、近年来、清川村の希望によって同村にて継船にしているのである。清川からの登り荷についても、古例によって清水で継舟にすべきことを川舟方役所に伺ったところ、舟方惣代が清川に出張し、荷宿吟味の上、一駄より四五文の居前銭を徴収するよう取りきめたものである。古口はこれによって被害を受けている如く言立てているが、古口船は最上舟凡そ百艘のうち、わずかに三・四艘に過ぎず、同村への迷惑は一切ないはずである。⁽²⁾

右の訴訟は、この後どのように落着いたか、史料を欠くので明らかでないが、文政六年ごろに再び両町の対立が激しくなったようである。この年四月、清水町はかなりの町役人を新庄に外向かせて、訴訟をおこした如くで、同月二七日から六月二四日までに、このために費した費用が五七貫五百六文に達している。⁽⁸⁾

この結果、新庄町問屋中島惣内・井東弥三右工門の仲介によって、次のような和解が成立した。

古口町は「疔与仕候定規迎も無御座、居前銭可取筋茂無之候付、以来御条目通ニ而居前銭不差出乗通候様、改被仰付候。」但し、両村は隣村である故、その熟和をはかるため、今年から向う三ヶ年を限って、清水村にて商人荷船一艘につき二百文ずつとりたて、古口村に合力のため指出す。この年限が過ぎたら、御武家方はもち論、旅人・商人荷物に至るまで合力銭は指出不さい。また居前銭のこと等申しかけてはならない。

このようにして、両町の紛争はおさまったかに見える、この後は右の議定によって運営されたと思われるが、嘉永四年に至って、再び同様の争いが起っている。

註

- (1) 小屋家文書「乍恐以書(付職)御歎奉申上候事」。なお、古口町は、文化二年の谷地・横山間の脇街道抜荷事件を引合に出して自村の主張の根拠としている。
- (2) 小屋家文書・標題なし。
- (3) 小屋家文書「古口居前銭一件ニ付新庄諸人用帳」
- (4) 小屋家文書「取替シ申義定之証文之事」

四

嘉永四年の清水・古口両町の「宿論」は、古口番所の突然の達しによってひき起された。これには、この段階にお

る新庄藩の流通統制策が反映しているように思われる。小屋家文書「清水町古口町一件諸用留書帳」によって、その経過をたどってみよう。

同年八月、清水町役人が藩役人に提出した願書によれば、

清水から下る小下り船は清川まで至るのが古来の仕来りであり、この旨の御高札まで頂戴している。この故に、文政年間古口が願ひ出た同所継替えの訴えもしりぞけられたのである。にもかかわらず、古口は、この後もしばしば継舟のことを願ひ出ている。嘉永元年には、この一件につき、清水村役人が新庄に出向き、右の訳柄を申し上げた所、追て沙汰あるまでは従来通りの心得にて下すべしとのことで、今日まで無事通船してきたのである。しかるに、今月六日、古口御番所から突然、「商荷並旅人之分古口宿ニ而継替可申」と仰付けられ、驚いている、達しによれば、商荷および旅人は、古来古口で継舟すべきところ、先の庄屋間屋共の心得違いによって清川まで乗通しにしていたのであるから、今後は鶴岡・松山等の御家中その外は古口継舟たるべしとのことである。自然、清水から下す山形商人荷物も古口継舟となり、まことに迷惑なことである。

去る嘉永元年に、古口町が継舟の儀を願ひ出た折も許されず、清水町が古来のいわれを申し上げ、高札の書替えを願ひ出たのに対しては、年限がくるまで待てとのことであった。この訳柄を充分考慮され、古口継舟の件は是非さしとめてほしい。⁽¹⁾

同様の願いを山形商人もさし出している。仙台・南部の紅花を集荷していた山形商人佐藤利助および福島治助の手代が、清水に陸送した紅花についての願いであるが、

私共、御存じの通り、清水町海藤嘉右衛門を定宿とする商人であるが、この度、京都登せの紅花荷物を駄送し、四九駄の荷を当宿御規定の宿継舟を仕立て、清川まで下したところ、如何なる理由か、古口で差しとめられ、継替えるよう申付けられた。このようなことでは、賃金が嵩み、また運送に手間どり、万一にも酒田湊の海船出帆に間に合わず、このまま年を越すようにでもなれば、如何程の不利益になるかはかり知れない。かくては、清水河岸に駄送することはとりやめなければならぬことになる。⁽²⁾

何卒旧来の如く清川まで通船できるようにしてほしい。

というのである。

仙台・南部の紅花が山形商人によって集荷され、笹谷街道越え大石田河岸に駄送されたことについては、今田信一生が詳細に紹介されている。⁹⁾これが、堺田越えまたは舟形口を經由して清水河岸に出荷されるようになったのは、文化一一年以降である。清水出張所詰皆川東左衛門が藩に指出した窺書によれば、

「仙台南部紅花出荷之儀、文化十四年迄大石田江出荷仕候所、其以前迄他領紅花御役銀出不申候処、同年改、紅花壹駄三拾六貫目ニ付御役銀五匁八分宛取立ニ相成候処、荷主共難淡之趣申立、以来清水駅江駄送仕、私江通舟方取斗致管候様」に、南部花巻内野与惣次・仙台岩谷堂佐藤屋新三郎・同所藤沢皆川屋弥右工門・同忠七・阿州万屋治兵衛・嶋田屋弥三郎等の紅花商人が相談し、清水から酒田までの運賃を格別に安く定めたので、文化一一年、右商人の紅花二百駄が私宅に送られ、それぞれ指下した。自然、大石田向け紅花が減少し、同町荷問屋共が川舟方役所に願ひ出て、清水への駄送を止めさせるよう求めたが、沙汰止みになった。仙台・南部紅花が清水河岸へ送られれば、ひとり清水・合海の潤いになるのみでなく、その通路たる小国通り（現最上町）宿々の利益にもなることである。藩御役人の配慮により、大石田役所に交渉され、清水河岸駄送を認めさせたことは誠に有難いことである。また、この折、当町からは皆川孫兵衛が、大石田役所に向き、「紅花荷物ニ限り宿継舟ニ而差下候儀、大石田ニ而構無之」と申渡された。但し、拙者支配船や酒田戻船にては決して積下してはならないことであるが、これは宿継小下り船は酒田まで直通することができず、このため途中継替えの経費を要し、清水河岸出しの有利性を失わせようとする大石田の遠謀によるものである。この点を充分考慮してほしい。¹⁰⁾

以上が、文政七年に皆川東左衛門が書き上げた仙台・南部紅花清水河岸出しの経緯である。この願書はさらに、清水河岸出張所詰役人皆川と同河岸荷宿の対立を記している。すなわち、荷主から皆川宛に送られてきた紅花荷が、途中で勝手に、他の荷宿からとり押えられ、それぞれの蔵に入れられ、荷物改方である皆川に何の断りもなく指下している。さらにまた、紅花のみならず、菜種・麻糸・鯉節の類までも川下げしている。これが万一にも、大石田川舟方に聞えよ

うものなら、村の大事になること必定である。何卒、藩の力によって、最上通り領内産物の流通が乱れざるよう厳しく取締ってほしい、というのである。⁽⁶⁾

なお、仙台・南部紅花の清水河岸出しによって、清水町では村持往來船三人乗二艘の新造を願ひ出ている。⁽⁶⁾ 前掲嘉永四年の山形商人の願いをうけ、清水町も同様の願書を藩に提出した。

清水河岸より清川通し船について、お上にご迷惑をかけ、恐れ多いことであるが、清水は「舟方一方之潤を以渡世」しているのであるから、是非前々の仕来りの如く通船させてほしい。⁽⁷⁾

また、仮問屋海藤屋嘉右工門も、

古口継舟一件のために、「御他領売荷並一背負切の背負子商人差支逗留ニ罷成候而者、他領商人之迷惑」この上もないので、改めて御沙汰あるまでは、旧来の通り、古口御番所向差支えないように取り計ってほしい。⁽⁸⁾

また、このころ、入判のことについても争われたらしく、同年九月、藩役人から清水町へ次の達しがあった。

清水町三判のことは昔からの仕来りであり、享保年中にも仰出されたことである故、古口町が入判へ書添えてほしいなどと申し入れて来ても、これに応ずる必要はない。また入判の写等も違わす必要はない。古口からどのようなことを申込まれても、急度断るべきである。⁽⁹⁾

というのである。

両町の対立は一〇月に入っても、依然として続いた。同月二日、たまたま、清水町へ庄内松山下りの囚人が送られてきた。清水では駅所の義務により、自村の舟を仕立て、町役人・人足等をさし出し、厳重な警固のもとに清川まで送ったが、この折も、清水は駅所の義務のみを負担し、商人荷物の運送による利益を古口継舟によって失う仕義では、全く歎かましいことであると訴えている。⁽¹⁰⁾

同じく一〇月、清水町荷宿三名と清水町御当用皆川治郎八は、藩に対して、

清水から清川下しの小下り船については、八月中から紅花始め他領商人荷物の分、古口継に定められ、清水の小下り船乗りのものは渡世に差障り、多分に苦しんでいる。古口継になれば、商人荷物の経費がかさむので、舟形口および笹森口經由で清水河岸に駄送することはとりやめ、大石田河岸に出そうとしている商人が多い。古口一村の我儘のために清水のみならず、通り筋の駅々所々に不利益を及ぼしている。この点を篤と考慮されて、小下り船については先規の如く清川通し船に願いたい。⁽⁴⁾

この後、藩からの達しで、改めて沙汰するまでは徒来通り通船してよい、また古口にもこの旨仰付けられたとのこと、清水町の勝訴に帰したかのようにみえる。しかし、右の心得にて、一月七日麻糸などを下したところ、またまた古口にて差留められ、お上からの達しがないとの理由で、同町荷宿に引揚げられる事件があった。清水町荷宿は驚いて、かくては、往來の旅人・商人に少なからぬ迷惑をかけ、荷宿としての立場も失う次第であるから、何卒、先に御聞届けられた如く、清川までの通船をお願いしたい、と歎願した。⁽⁴⁾

ひき続き、清水町役人から次のような願書が提出された。

清川下し小下り舟一件については、ご迷惑をおかけしているが、今後冥加金として金二両を上納するので、古來の条目どおり、清水町三判をもって清川まで通船できるようにしてほしい。⁽⁴⁾

また、別願書にて、最上川普請料として船一艘につき二三〇文ずつ取立て上納したい旨を願ひ出ている。⁽⁴⁾

この頃、右の訴訟に関連して、皆川孫兵衛が往來切手を出すに至った経過を尋ねられたとみえ、孫兵衛は次の如く答えている。

寛政四年、御公儀直差配制成立に関連して、当河岸に出張所が設けられ、私方にて御用札をあつかふこととなった。この改正に

よって、最上三河岸ともに御焼印のない船には商人荷物積入れは禁止された。ただ、清水河岸は改正以前から清川まで通船をしていたので、川舟役所にかけ合い、大石田町戸田徳右衛門等のとりにしによって、清水河岸に少々の出荷物があり、大石田に乞舟をしても、向舟空舟のない折は、小船一艘につき百文、二・三人乗一艘につき二百文ずつとりたて、商荷物の清川下しを認められたのである。

ところが、先年来、古口町より清川下り小船につき故障を申し立てている由であるが、これは藩役人および大石田川舟方役人とも交渉の上、許されていることである。この通船の都度、私が船荷を改めて差下すよう仰付けられた。この後、右の定めにより通船してきたが、近年、清水町荷宿の中に、不埒にも私の改めを受けずに船を下すものが出てきたので、この取締りを厳しくし、通手形を差出すよう仰付けられ、古口とも連絡の上、右手形を出してきたのである。^四

註

- (1) 「乍恐以書付奉歎願候御事」
- (2) 「乍恐以書付申上候御事」
- (3) 今田信一『最上紅花史の研究』三九八頁以下
- (4) 皆川家文書「当領御上江窺書」
- (5) 清水町方と同所出張所詰皆川との対立は、大石田河岸戸田徳右衛門等のとりにしで、天保三年、次のような議定を交して和解した(小屋家文書)。

為取替申一札之事

一紅花荷物之儀者、是迄仕来之通、村舟ヲ以積下可申事、

一 小三人乗壹艘売荷物拾駄迄之分者、鏝式百文宛、拾駄以下者壹駄ニ付式拾文宛相増可申事、

一 小舟壹艘鏝百文宛差出可申事、

右者清水村方並同所出張所舟方不熟和ニ付、先前々往来売荷物舟積指支勝ニ而村内難渋罷在候処、今般私共兩人扱ニ立入、双方江利解申入、書面之通一同納得之上取極申処相違無御座候、然ル上者相定之売荷物之儀者荷主之望次第、空舟ニ而茂、村舟ニ而茂、便利成候舟ヲ以無差支積下可申候(下略)、

なお、嘉永四年と思われるが、藩の荷物改役としての皆川の職分について、大石田川舟方は、次の如き判断を下してい

る。

「陸送紅花之儀ニ付、栗田武右衛門ヲ掛合者、其方添書いたし、清水ヲ清川迄小舟ニ而差下候趣有之、一体陸送荷物之儀者出張所ニ而可差構儀ニ無之候間、得其意、以来下方ヲ願出候共取用間敷候、尤出張所ニ不抱、其村役儀之筋を以取斗候儀ニ者可有之候得共、万一心得違、出張所之肩書を以添書いたし候儀者有之間敷哉、早々可申越候。」

また、本文中にみえる「鯉」は、菜種などとともに仙台から駄送されたものらしく皆川家文書「舟乗之事」に「仙台鯉節菜種等五艘之見込」とある。

- (6)・(7) 小屋家文書「乍恐奉願上候御事」
- (8) 同家文書「乍恐以口上書奉願上候御事」
- (9) 同家文書「乍恐以書付奉申上候御事」
- (10) 同家文書「乍恐口上」
- (11) 同家文書「乍恐以口上書奉申上候御事」。年月が判然としないが（文政六年の和解以後）、清水・本合海・古口三河岸の間で次のような議定書をと리카わしている。
差上申一札之事

一清水町ヲ清川駅江小下リ舟商荷積入之節、不寄多少居前錢左之通差出可申事、

一錢三拾文 本合海町江

一同式百文 古口町江

但舟壳艘ガ

左之通清水町借切舟之儀追々古来之形相崩、今般三宿ヲ御訴訟奉申上候処（中略）私共熟談之上、猶又先規之形ニ儀定仕永々前書之通堅相守、向後御願ケ間敷義奉申上間敷、為其連印一札奉差上候処仍而如件。

右によれば、清水の小下り船は、明らかに古口に居前錢をさし出すことを定めている。これが、嘉永四年八月、古口御番所の達しにより、清水・古口間に成立した議定ともみられるが、清水町が一貫して主張していることは余りにもへだたっているように思われる。

- (12)・(13)・(14) 小屋家文書「乍恐以書付奉申上候御事」

近世後期における清水河岸の一考察——大友

五

この後も、両町の対立は依然としてつづいた。嘉永四年一二月、清水町は次のような願書をさし出しているが、これには清水河岸出し紅花の荷数が記されていて貴重である。

清水河岸は往古からの元河岸であるのに対し、古口・本合海は枝河岸と唱えてきた。従って枝河岸への出荷物はすべて元河岸が取締る仕来りであり、この旨の御高札までいただいている。然るに古口町は同町継船の件を訴え出で、お上に迷惑をかけ、誠に恐れ多いことである。この件については、すでに文政六年、新庄町両問屋の中分によって、古口では居前銭を徴収しないことととり決め、証文を交わしていることである。

にもかかわらず、今年八月、清水より仙台・南部の陸付紅花を小下り船にて下したところ、古口にてさしとめられ、一三六駄半のうち、三人乗二艘および二人乗り四艘の四五駄はそのまま差下したが、残り九一駄半は古口にて継船にされてしまった。

元来陸附で清水に出された荷物は、皆川孫兵衛の手配による向舟か、清水村の小下り船で清川通しにするのが古例であるので乞舟をしたところ、大石田では当年は向船は不可能である。件の荷は宿継荷である故、無宿先例によって運送すべしとの沙汰であったので、仕来りの小船にて下したものであり、古口で継替える筋合などさらないのである。

また、従来貸切船にて武家荷物を下す折、この中に、少しの商人荷物が混じる場合は、清水町三判にて下していたが、御番所より商荷の分は古口にて引揚げるよう仰付けられ、誠⁽¹⁾に承服しがたいものがある。この如くであるならば、古来の御定規はすたれ、当町の如く田地少なく、舟方専らの渡世の村は苦境に陥り、駅所としての人馬⁽²⁾_立も困難になること歴然である。

これに対する藩の裁決は明らかでない。恐らくは明確な判断を示さなかったのではないかと思われる。二年後の嘉永六年に、清水町は三度同様の訴えを提出した。

七月三日、舟形口入判写付荷物五駄余りが清水に到着したので、古口御番所へ連絡の上、先例により、清川まで下したところ、御番所では、藩重役の仰せにより、紅花は清川まで通し送りすることはできないとのことで差留められてしまった。小船舟頭は驚いて、このような仰せであるならば、清水にも達しがあるはずである。これがないのは如何なる訳かと伺ったところ、御番所では、お上の仰付ではなく、ただ重役からの達しであるが、通船は不可とのことであった。

他と異なり、御番所の命令故、止むなく古口宿半兵衛方へ引揚げた。如何とも納得し難いことなので、この訳柄を書付にて頂きたい旨、宿半兵衛に申入れたところ、半兵衛は、かような書付は御番所からは恐らく下されまい。私方から清水荷宿皆川孫兵衛へ書状を遣わすから持参するようにとのことなので、荷物は古口問屋具足屋甚三郎方へ移し置き罷り帰ったとのことであった。

船頭持参の書状を見るに、古口から継送する様子もなく、また荷主から先々への送状・添銭などについてのお尋ねもないので、私方から清水荷宿孫兵衛方に荷物を返送してほしいとのことであった。かくては荷主に対して気の毒であり、他国商人に対して面目もないことである。

この後、荷物延引につき、酒田宿にてその訳柄を宿々に糺したところ、古川宿では、まだ清水から送られていないとの答えなので、酒田では急ぎ清水に人を遣わして、その訳を糺ねた。これによって、当町では右の事情を説明したところ、それでは甚だ迷惑である。早々に継送りしてほしいとの申出により、皆川孫兵衛が直々に古口に参り、半兵衛を通じて古口御代官に申し上げたところ、一昨年紅花多数陸送の節は古口にて継立てるよう御上から仰付けられたとのことであった。そこで、孫兵衛からの報告では、御上から継船を仰せ出されたならば、当然清水にも御沙汰ある筈である。かような御沙汰もなく、また一昨年は「宿論落着迄ハ是迄通取斗候様」と仰付けられたことでもあった。しかし、このようなことで荷物延引に及び、荷主に迷惑をかけてはならないので、荷物に送状・添銭を揃えて具足屋甚三郎方へ渡し、早急に積下す様にと取計らい方を依頼して罷り帰った、とのことであった。

ともかく、此度のこととは格別の御憐愍をもって、一昨年仰出された如く、清川まで通し送りできるよう、古口へご沙汰いたできた⁽²⁾。

といふのでさる。右の訴えで注目されるのは、古口番所の背後に新庄藩の意図のあることがうかがわれることである。前掲清水河岸出張所詰皆川の願書にみるように、同町荷宿が皆川の荷物改めを受けずに積下す如き状態に対する統制策の現われであらうか。

両町の対立は翌安政元年にもちこまれた。同年二月、清水町が藩役人に指出した願書には、まず清水河岸の古来の謂所をのべ、「諸国に清水河岸出荷物之分、不残清川送通し小下船ヲ以継送候事、可為古例之処」、古口は幾度となく非分を申しかけ、御上に迷惑をかけているとし、文政六年以来の両町宿論の経過を記している。すなわち、

文政六年の紅花荷物一件の折、両村相糺の上、古口には継船居前銭を徴収する何等の根拠がないとの裁決があったが、隣村のよしみをもって、当町にて三ヶ年を限り、大小の船々から合力銭をとりたて、古口に遣わしてきた。また、湯殿山行者についても、享保年中までは大石田の名木沢から船で下ったものは清水の三判をもって清川まで通し船とし、陸路で清水着のもののみ新庄紀伊正藏院の出力にて古口継船との定めであったが、当時古口の達ての願いにつき、船路にて下った行者も、古口にて継船することを認めてきた。

ところが、この後、西田忠次郎庄屋時代、右経過を忘失し、商荷・旅人も古口継船とて差留める如き非分を申しかけてきた。まことに不埒千万なことである。当時陸付の諸国荷物・仙台・南部紅花など、古口継船になれば、清水出荷物は少くなること必定である。このことは当駅のみならず、舟形通り・小国通りの駅場に少なからぬ不利益を及ぼすことである。事実、一昨年(1)の紛争以来、清水出荷物は目立って少なくなっている。このままでは、田地少なく船渡世一方の村方は如何様にも立行き難く、駅所のつとめも困難になる。何卒、今年の夏、仙台・南部の紅花下しの節は、支障なく清川まで通し送りできるように古口御番所に下知して貰いたい。(2)

しかし、この願いは、夏までは叶えられなかった。同年五月二〇日付清水町庄屋の口上書には、仙台紅花荷物一八個到着につき、荷宿嘉右衛門より古口通り出判願があったので、無事古口通船できるよう取計ってほしいと、繰り返えて願いでている。(3)

古口村一件についての史料は、右の文書を限りに後のものはみられない。恐らく藩は明確な判断を示すことなく、古口継舟を概成事実として認めさせ、商荷のとりしまりをはかったのではないかと思われる。明治三年、清水町が酒田県に提出した河岸定規・船賃等の答書に、

「新庄藩御支配所清水村之儀者、往古ヨリ清川村迄通シ舟之儀、御規定御立被下置」とし、「村方百五十軒余之家敷之内、七八分通船場働之者、旅人ノ用途相違候向ニ而農業仕候者至而無之難渋至極ニ奉存候間（中略）従来規則之通、借切舟壹艘賃錢高ニ而清川村迄通シ舟御^(忠)被成下置候ハハ窮民一同難有仕合奉存候^(忠)」

と記している。

註 (1) 小屋家文書「乍恐以追書奉歎願候御事」

(2) 同家文書「乍恐奉願上候御事」

(3) 同家文書「乍恐以書付奉歎願候御事」

(4) 同家文書・標題なし。

(5) 同家文書「酒田県ヨリ被申達候ニ付清水河岸規則船賃錢並大小之船々賃錢巨細取調書上帳」

六

以上、清水河岸側の史料によって、文化以降幕末に及ぶ清水町・古口町居前錢一件をみた。その内容そのものは単純であるが、経過は大石田川舟役所と関係し、また新庄藩の流通統制政策とも関連する如くで、まことに複雑である。新庄藩の最上川舟に対する統制策は、享保八年の条目によって整備されたものとみられるが（これも上郷商人請負制に対応して整えられたと考えられる）、その後、寛政度の大石田川舟役所成立によって修正をうけ、更に時代の新しい動き

に基づき各河岸の要求が現われ、最上川舟の運行を複雑化している。

古口町居前銭一件は、このような諸要因の錯綜の中に生じたものであり、これが紛争を長期化させている一因であるように思われる。古口町の主張の背景については、果して新河岸設立のような意図があったのか否か。当時の新庄領内の商品流通の実態および新庄藩の意図などを含め、古口側の史料を得て、さらに検討してみなければならぬ問題である。

小稿をまとめるに当たっては、文書所蔵者の小屋十右工門氏・皆川英太郎氏のご好意により、長期にわたり史料の借覧を許していただいた。とくに記して感謝の意を表したい。